

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置

の取扱いについて（中間意見）」について

計2枚（本紙を除く）

Vol.23

平成19年11月2日

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険制度の運営については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険最新情報 Vol.21 においてお知らせしておりました第4回介護保険料の在り方等に関する検討会において、別紙のとおり中間意見がまとまり、平成20年度においても激変緩和措置を継続することができることについて了承を得ましたので、今後所要の政令改正を行う予定です。

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線 2164・2260)

FAX：03-3503-2167

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置の取扱いについて（中間意見）

介護保険料等の在り方に関する検討会

平成 19 年 11 月 1 日

1 現行の取扱いと問題点

- 介護保険料については、平成 16 年及び 17 年の税制改正（公的年金等控除の縮小、高齢者非課税限度額の廃止）により、収入が変わらなくても保険料が上昇するケースが生じた。これは、介護保険料の制度が、低所得者への配慮や市町村の事務量等に配慮するため、市町村民税の課税状況等に依拠した所得段階別定額制を採用していることにより生じるものであり、制度の性格上やむを得ない面がある。

こうした税制改正の影響については、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて保険料が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置が講じられた。また、その他の手段として、平成 18 年の制度改正により多段階設定が認められ、税制改正の影響を受けた者の介護保険料を低く設定することも可能となっている。

- しかし、平成 19 年度まで激変緩和措置が講じられているとはいえ、保険料の上昇額が大きく、平成 20 年度において激変緩和措置を終了させると、さらにその額は上昇することとなる。

2 今後必要な措置

- こうしたことから、平成 20 年度においても、税制改正の影響を受ける者について、保険者の判断により保険料を引き下げるための選択肢を用意する必要がある。具体的には、保険者の判断により、平成 20 年度の水準を平成 19 年度の水準に留めること（激変緩和措置を継続すること）ができるように政令改正を行うべきである。

- 平成 20 年度に激変緩和措置を継続した保険者については、平成 21 年度において、税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇することを避けるため、新たな多段階設定による措置を採用するよう、厚生労働省が周知を徹底する必要がある。

- 平成 22 年度以降の対応については、今後の介護保険料の在り方として、当検討会において引き続き検討する。